

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人南足柄さつき会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 法人代表者である理事長は常勤の理事とし、この法人を主たる勤務場所とする者とする。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 定款8条の定めにより評議員は無報酬とする。また、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員に対しては、報酬は支給しないものとする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支払われている役員等に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事は、月額100,000円を限度とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員報酬の支払い方法、支払日は、一般職員の賃金に準ずる。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合には、15,000円を限度として旅費（宿泊費含む）等を支給する。

- 2 役員等が職務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、交通費の費用弁償として各1,000円を出席当日に支給することができる

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

1

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則2 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(第2条(3)費用弁償の件追加)

附則3 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(第2条(1)の変更)

附則4 この規程は、平成29年6月15日より施行する。